

平成28年12月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第80号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	1
議案第81号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	3
議案第82号	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5
議案第83号	亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	8
議案第84号	亀山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	9
議案第85号	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・	13
議案第86号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	14
議案第87号	亀山市産業振興条例の一部を改正する条例・・	16
議案第88号	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	17

件名	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	--------------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市議会の議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

《第1条による改正》

平成28年度の期末手当の支給割合を改定します。 <第7条関係>

12月期の期末手当の支給月数を0.1月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成27年度)	1.775月	<u>1.925月</u>	3.7月
改正後の支給月数 (平成28年度)	1.775月	<u>2.025月</u>	3.8月

《第2条による改正》

平成29年度以降の期末手当の支給割合を改定します。 <第7条関係>

6月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成28年度)	<u>1.775月</u>	<u>2.025月</u>	3.8月
改正後の支給月数 (平成29年度から)	<u>1.825月</u>	<u>1.975月</u>	3.8月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条関係》

施行日は、公布の日とし、平成28年12月1日から適用することとします。

《第2条関係》

施行日は、平成29年4月1日とします。

(参考) 期末手当の支給割合

	6月期	12月期	合計
平成27年度	1.775月	1.925月	3.7月
平成28年度	1.775月	2.025月 (0.1)	3.8月 (0.1)
平成29年度以降	1.825月 (0.05)	1.975月 (0.05)	3.8月 (0.1)

※ () は平成27年度との比較による引き上げ月数

件名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市長及び副市長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

《第1条による改正》

平成28年度の期末手当の支給割合を改定します。 <第3条関係>

12月期の期末手当の支給月数を0.1月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成27年度)	1.975月	<u>2.125月</u>	4.1月
改正後の支給月数 (平成28年度)	1.975月	<u>2.225月</u>	4.2月

《第2条による改正》

平成29年度以降の期末手当の支給割合を改定します。 <第3条関係>

6月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成28年度)	<u>1.975月</u>	<u>2.225月</u>	4.2月
改正後の支給月数 (平成29年度から)	<u>2.025月</u>	<u>2.175月</u>	4.2月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条関係》

施行日は、公布の日とし、平成28年12月1日から適用することとします。

《第2条関係》

施行日は、平成29年4月1日とします。

(参考)

《期末手当の支給割合》

	6月期	12月期	合計
平成27年度	1.975月	2.125月	4.1月
平成28年度	1.975月	2.225月 (0.1)	4.2月 (0.1)
平成29年度以降	2.025月 (0.05)	2.175月 (0.05)	4.2月 (0.1)

※ () は平成27年度との比較による引き上げ月数

《教育長及び病院事業管理者の期末手当》

教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）第4条及び亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）第4条において市長及び副市長の例によると規定しているため、市長及び副市長と同様の改定となります。

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	---------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、平成28年8月8日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 勤勉手当の支給月数の引上げ
- (3) 扶養手当の見直し

2 改正内容

《第1条による改正》

- (1) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条及び附則第14項関係>

平成28年度の勤勉手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成27年度)	0.80月	<u>0.80月</u>	1.6月
改正後の支給月数 (平成28年度)	0.80月	<u>0.90月</u>	1.7月

イ 再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成27年度)	0.375月	<u>0.375月</u>	0.75月
改正後の支給月数 (平成28年度)	0.375月	<u>0.425月</u>	0.80月

- (2) 給料表の改定 <別表関係>

給料月額を一定水準（平均0.2%）引き上げます。

《第2条による改正》

(1) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条及び附則第14項関係>

平成29年度以降の勤勉手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、6月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成28年度)	0.80月	0.90月	1.7月
改正後の支給月数 (平成29年度から)	0.85月	0.85月	1.7月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

イ 再任用職員について、6月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成28年度)	0.375月	0.425月	0.80月
改正後の支給月数 (平成29年度から)	0.40月	0.40月	0.80月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

(2) 扶養手当の見直し <第19条及び第22条関係>

扶養手当の額を見直し、平成29年4月1日から段階的に実施します。

<各年度における扶養親族1人に係る手当額> 単位：円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度から
配偶者	13,000	10,000	6,500
子	6,500 (11,000)	8,000 (10,000)	10,000
父母等	6,500 (11,000)	6,500 (9,000)	6,500

※ () は、職員に配偶者がいない場合における、そのうち1人の手当額

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条関係》

施行日は、公布の日とし、(1)については平成28年12月1日から、(2)については平成28年4月1日から適用することとします。

《 第 2 条 関 係 》

施行日は、平成 2 9 年 4 月 1 日とします。

(参考)

1 一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6 月 期	1 2 月 期	合 計
H28 期末手当	1.225 月(改定なし)	1.375 月(改定なし)	2.6 月(改定なし)
勤勉手当	0.8 月 (改定なし)	0.9 月 (0.8 月)	1.7 月 (1.6 月)
合 計	2.025 月(改定なし)	2.275 月(2.175 月)	4.3 月(4.2 月)
H29 期末手当	1.225 月(改定なし)	1.375 月(改定なし)	2.6 月(改定なし)
勤勉手当	0.85 月 (0.8 月)	0.85 月 (0.8 月)	1.7 月 (1.6 月)
合 計	2.075 月(2.025 月)	2.225 月(2.175 月)	4.3 月(4.2 月)

2 再任用職員の期末勤勉手当支給割合

	6 月 期	1 2 月 期	合 計
H28 期末手当	0.65 月 (改定なし)	0.80 月 (改定なし)	1.45 月(改定なし)
勤勉手当	0.375 月(改定なし)	0.425 月 (0.375 月)	0.80 月(0.75 月)
合 計	1.025 月(改定なし)	1.225 月(1.175 月)	2.25 月(2.2 月)
H29 期末手当	0.65 月(改定なし)	0.80 月(改定なし)	1.45 月(改定なし)
勤勉手当	0.40 月(0.375 月)	0.40 月(0.375 月)	0.80 月(0.75 月)
合 計	1.05 月(1.025 月)	1.2 月(1.175 月)	2.25 月(2.2 月)

<p>件名</p>	<p>亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</p>	<p>企画総務部 人事情報室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により雇用保険法が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>雇用保険法において、雇用保険の適用対象者が見直され、また求職活動に伴う費用の支給制度が拡充されたことに伴い、関係する規定の整備を行います。 <第15条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成29年1月1日とします。</p> <p>(2) 施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給等については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		

件名	亀山市税条例等の一部を改正する条例	財務部 税務室
----	-------------------	------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等により地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

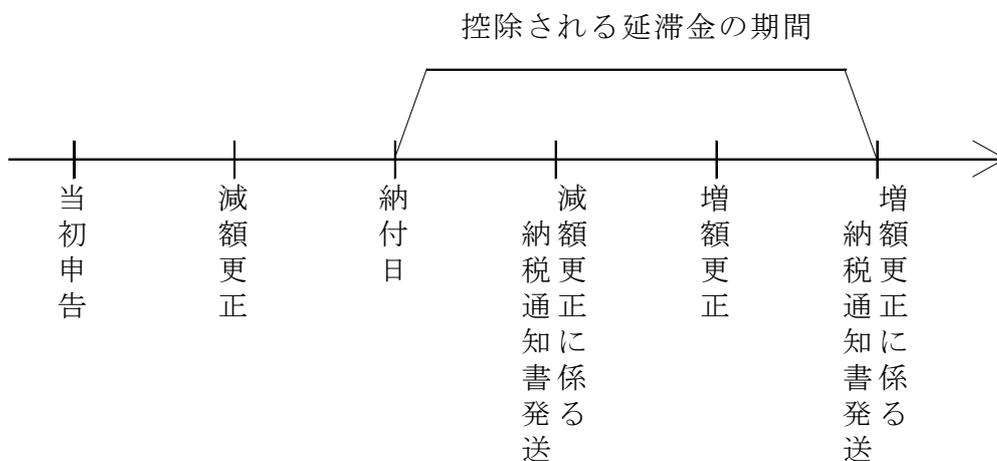
《第1条関係》

市民税関係

（1）修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人市民税及び法人市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとします。

＜第34条、第43条及び第44条関係＞

《参考》法人市民税における延滞金の期間の一例



(2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設により、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間において、その年に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として健康診査等を受けている場合、スイッチOTC医薬品（※）の購入費用を年間1万2千円を超えて支払ったときには、その購入費用のうち、1万2千円を超える額（8万8千円を限度とする。）を所得控除することとします。なお、この特例の適用を受ける場合には従前の医療費控除の適用を受けることはできません。

<附則第10条関係>

※ スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）のことをいいます。例として、コンタック鼻炎Z、ガスター10、ダマリンL等があります。

(3) 日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台民間租税取決めが締結されたことを受け、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」（昭和37年法律第144号）の規定により、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税について、他の所得と区分し、100分の3を税率として算出することとします。

<新附則第42条の2及び第42条の3関係>

固定資産税関係

(4) 独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合され独立行政法人労働者健康安全機構となることに伴い、固定資産税の非課税の適用となる独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構に改めます。 <第61条及び第64条関係>

(5) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>が次の施設等に対して導入されたことに伴い、当該施設等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を定め、平成29年度以後の年度分から適用します。

<附則第17条の2関係>

【導入された施設等】

① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定再生可能エネルギー発電設備であって、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した発電設備

設備区分	軽減率	軽減率の参酌	現行の軽減率 (地方税法上)	軽減期間
太陽光発電設備 (自家消費型太陽光 発電設備に限る。)	3分の2	3分の2 (2分の1以上6分の5以下)	3分の2	3年間
風力発電設備				
水力発電設備	2分の1	2分の1 (3分の1以上3分の2以下)		
地熱発電設備				
バイオマス発電設備				

《参考》 亀山市における特定再生可能エネルギー発電設備は、全て太陽光発電設備であり、平成28年度において90資産(53社)あります。

② 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が、立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の整備のため平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

軽減率	軽減率の参酌	現行の軽減率 (地方税法上)	軽減期間
5分の4	5分の4 (10分の7以上10分の9以下)	5分の4	5年間

《参考》 誘導施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設等をいい、特例対象資産としては、公園、広場、緑化施設等があります。

(6) 熱損失防止改修住宅(省エネ改修住宅)に対する減額の適用を受けるための申告書に、当該工事の費用に充てるために交付される補助金の金額を記載しなければならないこととします。 <附則第18条関係>

軽自動車税関係

(7) 新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について税率をおおむね75%又は50%低く(軽課)する特例措置(グリーン化特例)を1年延長し、平成29年度までとします。 <附則第29条の2関係>

その他

(8) 社会保障・税番号制度導入に伴う申請書への個人番号の記載について、本人確認手続等による納税義務者の負担を軽減するため、徴収猶予の申請書並びに市民税及び特別土地保有税の減免申請書には個人番号を記載しないこととします。 <第5条の3、第45条及び第125条関係>

(9) 地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行います。 <第10条関係>

<第2条関係>

地方税法の一部改正に伴い、平成27年6月30日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例（平成27年亀山市条例第26号）について、条文の整備を行います。 <平成27年改正条例附則第5条関係>

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

<第1条関係>

- ・ (4) から (6) まで及び (8) の施行日は、公布の日とし、(5) については平成28年4月1日以後に新たに取得される設備、家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用します。
- ・ (1)、(3) 及び (9) の施行日は、平成29年1月1日とします。
- ・ (7) の施行日は、平成29年4月1日とし、平成29年度分の軽自動車税について適用します。
- ・ (2) の施行日は、平成30年1月1日とします。

<第2条関係>

施行日は、公布の日とします。ただし、一部の改正規定については、平成29年1月1日とします。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
----	----------------------	------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 固定資産税と同様に、地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>が次の施設に対して導入されたことに伴い、当該施設に係る都市計画税の課税標準の軽減率を定め、平成29年度以後の年度分から適用します。 <新附則第6項関係>

【導入された施設】

都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が、立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の整備のため平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した公共施設等の用に供する家屋

軽減率	軽減率の参酌	現行の軽減率 (地方税法上)	軽減期間
5分の4	5分の4 (10分の7以上10分の9以下)	5分の4	5年間

(2) 地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

<第2条及び新附則第7項から第15項まで関係>

3 その他

施行日は、公布の日とし、(1)については平成28年4月1日以後に新たに取得される家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用します。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号。以下「政令」といいます。）により、平成28年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

また、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令」（平成28年政令第226号）により「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令」が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正します。 <第2条及び第26条関係>

	現行	改正後
基礎課税額	52万円	54万円
後期高齢者支援金等課税額	17万円	19万円

(参考) 国民健康保険税の介護納付金課税額（介護分）の課税限度額（16万円）の改正は行いません。そのため、今回の改正により、国民健康保険税の課税額（基礎課税額+後期高齢者支援金等課税額+介護納付金課税額）の限度額は、89万円になります。

- (2) 「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」（昭和37年法律第144号）に規定する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとします。 <新附則第15項及び新附則第16項関係>

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

- ・（１）の施行日は、平成２９年４月１日とし、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。
- ・（２）の施行日は、平成２９年１月１日とし、施行日以後に支払を受けるべき「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に規定する特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用します。

件名	亀山市産業振興条例の一部を改正する条例	環境産業部 商工業振興室
----	---------------------	-----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市産業振興条例に基づく奨励制度は、本市が県のクリスタルバレー構想の拠点地域として、大手液晶関連企業の誘致や関連企業の集積に寄与するとともに、市内中小企業者等の事業活動を促進するなど、これまでに波及効果を含め市の産業振興に一定の成果をもたらしたところです。

一方、今後、人口減少社会において本市の産業の持続性を高めていくためには、地域経済の活性化や就労の場の確保、財源の確保に向け、地方創生の取組を進めていく必要があります。こうしたなか、本条例は、平成29年3月末に終期を迎えますが、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」をはじめとした産業拠点への企業誘致や市内企業の事業活動に対する積極的な支援を継続する必要があることから、現行制度の検証内容や企業立地を取り巻く環境変化を踏まえて制度を改正するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 公共事業に伴う事業所の市内移転についても奨励措置の対象とすることとします。 <第2条関係>

(2) 奨励措置対象事業者とする要件のうち、雇用要件を緩和するとともに、奨励措置対象事業者としない要件から、改正前の別表区分の欄3の項に該当し奨励措置を講じられた事業者を除くこととします。 <第3条関係>

(3) 奨励措置の拡充を図るため、奨励金を次の2つに改めます。

<第6条及び別表関係>

ア 企業立地奨励金 上限額を3年間で3億円とするとともに、土地取得を伴う立地等への奨励内容を充実することとします。

イ 雇用促進奨励金 立地等に伴う市民の雇用に対し奨励措置を講ずることとします。

(4) 操業開始から10年以内に事業の休止や廃止があった場合は、奨励金の返還を求めることができることとします。 <第11条関係>

(5) 本条例の終期を延長し、平成34年3月31日までとすることとします。

<附則第3項関係>

3 その他

施行日は、平成29年4月1日とします。ただし、(5)の施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	医療センター 医事管理室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>管理職手当の支給を受ける職員が週休日又は休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当について、災害への対処等のためにこれらの日以外の深夜に勤務した場合においても支給することとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により雇用保険法が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）管理職手当の支給を受ける職員が、災害への対処等により、週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給することができることとします。 <第9条関係></p> <p>（2）雇用保険法において、雇用保険の適用対象者が見直され、また求職活動に伴う費用の支給制度が拡充されたことに伴い、関係する規定の整備を行います。 <第17条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、（1）については公布の日とし、（2）については平成29年1月1日とします。</p>		